

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第 6 回 憲法と人権の限界 (3)

【到達目標】 一般職公務員の人権が特別の制約に服するか否かについて、政治的行為の自由や労働基本権が制約される場合などの具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。刑事施設被収容者の人権が特別の制約に服するか否かについて、喫煙の自由や図書閲読の自由が制約される場合などの具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

【事前学修】 猿払事件最高裁判決 (I-12)、全農林警職法事件最高裁判決 (II-141) 及びよど号ハイジャック記事抹消事件最高裁判決 (I-14) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。また、プラカード事件最高裁判決 (I-A3) 及び被拘禁者の喫煙の禁止事件最高裁判決 (I-A4) の説明を読んでおく。

5. 一般職公務員の人権

- ・ 公務員は、政治活動の自由 (国家公務員法 102 条、地方公務員法 36 条) や労働基本権 (国家公務員法 98 条 2 項、地方公務員法 37 条) に制限が課されている。
- ・ 公務員の政治活動の自由に対する制限については、最高裁判所は、(1) 行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保するという立法目的は正当であり、(2) その目的のために公務員の政治活動を禁止するという手段は、目的との間に合理的関連性があり、(3) 禁止によって得られる利益と失われる利益との間に均衡がとれているので、合憲であるとする (猿払事件最高裁判決 (最大判昭和 49 年 11 月 6 日刑集 28 卷 9 号 393 頁))。
- ・ 公務員の労働基本権に対する制限については、最高裁判所は、(1) 公務員の勤務条件は国会が制定する法律や予算によって定められるので、政府に対する争議行為は的外れであること、(2) 公務員の争議行為には、私企業の場合のような市場の抑制力がないこと、(3) 公務員の争議行為は、公務の退廃をもたらす、国民全体の共同利益に重大な影響を及ぼすこと、(4) 人事院などのような代償措置があることなどから、合憲であるとする (全農林警職法事件最高裁判決 (最大判昭和 48 年 4 月 25 日刑集 27 卷 4 号 547 頁))。
- ・ 通説によれば、公務員の人権制限の根拠は、憲法が公務員関係の存在と自律性を憲法秩序の構成要素として認めていることに求めている。

- 猿払事件最高裁判決 (最大判昭和 49 年 11 月 6 日刑集 28 卷 9 号 393 頁)
- 全農林警職法事件最高裁判決 (最大判昭和 48 年 4 月 25 日刑集 27 卷 4 号 547 頁)

6. 刑事施設被収容者の人権

- ・ 刑事施設被収容者の人権は、長らく監獄法によって規制されていたが、2005・2006 年以降、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律によって規制されることとなった。
- ・ 判例は、旧監獄法による図書・新聞紙の閲読の制限 (よど号ハイジャック記事抹消事件 (最大判昭和 58 年 6 月 22 日民集 37 卷 5 号 793 頁))、飲酒・喫煙の禁止 (最大判昭和 45 年 9 月 16 日民集 24 卷 10 号 1410 頁)、信書の発受・接見の制限 (最判平成 6 年 10 月 27 日判時 1513 号 91 頁) を合憲としている。

- ・ 通説は、刑事施設被収容者の人権制限の根拠を、在監関係とその自律性を憲法秩序の構成要素として認めていることに求めている。

- よど号ハイジャック記事抹消事件（最大判昭和 58 年 6 月 22 日民集 37 卷 5 号 793 頁）
- プラカード事件最高裁判決（最判昭和 55 年 12 月 23 日民集 34 卷 7 号 959 頁）
- 被拘禁者の喫煙の禁止事件最高裁判決（最大判昭和 45 年 9 月 16 日民集 24 卷 10 号 1410 頁）
- 堀越事件最高裁判決（最判平成 24 年 12 月 7 日刑集 66 卷 12 号 1337 頁）

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、一般職公務員の人権及び刑事施設被収容者の人権について整理する。堀越事件最高裁判決（ト13）の事実の概要及び判旨等を読んだうえで、猿払事件最高裁判決とどのように事案が異なるのかを確認する。

Quiz

Q6-1 次のアからオまでの記述のうち、全農林警職法事件判決（最高裁判所昭和 48 年 4 月 25 日大法院判決・刑集 27 卷 4 号 547 頁）においてなされた公務員の争議行為の一律禁止を合憲とする判断に対する批判として、ふさわしくないものを組み合わせたものはどれか。

- ア. 憲法第 15 条第 2 項の、公務員が国民全体の奉仕者である旨の規定は、主として、公務員が特定の政党、階級など国民の一部の利益に奉仕すべきものではないとする点に意義を有するものであって、使用者である国民全体、ないしは国民全体を代表し、又はそのために行動する政府諸機関に対する絶対的服従義務を公務員に課したものであるという解釈をすることはできない。
- イ. 近代における福祉国家の発展に伴い、国や地方公共団体の行う事務が著しく拡大し、その大部分が一般福祉行政や公共的性質を有する経済活動となった今日においては、公務の内容、性質も極めて多岐多様であるとともに、その運営の障害が公共の利益に及ぼす影響もまた千差万別であって、そのうちには、公益的性質を有する私企業の業務の停廃による影響とその内容、性質においてほとんど区別がなく、むしろ、後者の方がその程度いかにによっては、国民生活に対してより重大な支障をもたらすおそれのある場合すら存する。
- ウ. 一般の私企業においては、その提供する製品又は役務に対する需給につき、市場からの圧力を受けざるを得ない関係上、争議行為に対しても、いわゆる市場の抑制力が働くことを必然とするのに反し、公務員の場合には、そのような市場の機能が作用する余地がない。
- エ. 公務員については、憲法自体がその第 73 条第 4 号において「法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理すること」は内閣の事務であると定め、その給与は法律により定められる給与準則に基づいてなされることを要し、これに基づかずにはいかなる金銭又は有価物も支給することはできないとされており（国家公務員法第 63 条第 1 項参照）、このように公務員の給与を始め、その他の勤務条件は、原則として、国民の代表者により構成される国会の制定した法律、予算によって定められることとなっている。
- オ. 人事院勧告は、政府又は国会に対して何ら応諾義務を課するものではないから、政府又は国会に同勧告に応ずる措置を採らせるためには、法的強制以外の政治的又は社会的活動を必要とし、このような活動は、究極的には世論の支持、協力を要するものである。

1. ア、イ 2. イ、ウ 3. ウ、エ 4. エ、オ 5. オ、ア

(平成 15 年旧司法試験)

Q6-2 刑事施設の被収容者の人権に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記 1 から 8 までの中から選びなさい。

- ア. 刑事施設及びその管理態勢に関する現状を前提とした場合、火災が発生する危険性、火災発生時に被収容者が逃走するおそれ、喫煙中の通謀により罪証隠滅がされるおそれなどを考慮すると、未決拘禁者について喫煙の自由を一般に認めないのはやむを得ない措置というべきである。
- イ. 未決拘禁者が刑事施設内で特定の新聞を私費により定期購読することを同施設の長が制限する場合、その態様の合憲性については、当該具体的な事情の下で、より制限的でない他の選び得る手段があるかどうかという基準によって判断されるべきである。
- ウ. 受刑者が国会議員あての請願書の内容を記した手紙を新聞社に送付しようとする場合、刑事施設の長がこれを制限し得るのは、具体的な事情の下でそれを許可することが施設内の規律及び秩序の維持等の点において放置できない程度の障害が生ずる相当のがい然性があるときに限られる。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア× イ○ ウ○ 5. ア○ イ× ウ× 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

(平成 22 年司法試験)